

# 公益財団法人京都文化財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都文化財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都の持つ文化の伝統を基盤として新しい京都文化の創造活動を行うとともに、芸術、文化の創造活動の奨励及び育成並びに文化財の保護を通じて日本文化の中心である京都文化の豊かな創造、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、美術、工芸、映像、民俗などの文化資料及び図書、記録その他必要な図書資料の調査研究並びに収集、保存、利用、公開展示
- (2) 演劇、音楽、舞踊等の公開
- (3) 芸術文化の創造活動の奨励、育成
- (4) 文化財の保護に関する融資及びその他の事業
- (5) 京都の文化情報の収集、提供
- (6) 芸術、文化団体等との交流事業
- (7) 国際文化交流事業の推進
- (8) 埋蔵文化財の発掘調査、研究
- (9) 京都府との受託契約に基づく受託事業及び協力事業
- (10) 京都府京都文化博物館の管理及び運営
- (11) 京都府立文化芸術会館の管理及び運営
- (12) 京都府立府民ホールの管理及び運営
- (13) 京都府立堂本印象美術館の管理及び運営
- (14) その他この法人の設立目的を達成するために必要な事業

## 第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定められたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て決めるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び決算書類並びにこれらの附属明細書並びに財産目録(以下「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に報告しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第12条 第6条第2項及び前条に定める場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、1人1日当たり2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める基準に従って算出するものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定めるところによる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議に付議すべき事項及びその内容、日時並びに場所を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 前項の評議員会会長が出席しないときは、その評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長である評議員及び理事長（理事長が出席しない場合は出席した理事）は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定めるところによる。

## 第6章 役員及び顧問

(役員を設置)

第28条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、4名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、副理事長及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長は2名以内、常務理事は2名以内とし、常務理事は業務執行理事の中から選定しなければならない。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第33条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることでできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

- 第34条 役員に対して、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。その額は、評議員会において別に定める基準に従い算定し、評議員会の議決を経るものとする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定めるところによる。

#### (責任免除)

- 第35条 この法人は、法令に定める役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (顧問)

- 第36条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において選任する。
  - 3 顧問は、重要事項について理事長の諮問に応じ、又は助言する。

## 第7章 理事会

### (構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事並びに副理事長及び常務理事の選定又は解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 法令で定める内部管理体制の整備
  - (6) 第35条に定める責任の免除

### (招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、5日前までに、各理事及び監事に対して、会議に付議すべき事項及びその内容、日時並びに場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

### (議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に定めのあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第30条第5項の規定による報告には適用しない。

### (議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長（理事長が出席しない場合は出席した理事）及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会の運営）

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定めるところによる。

## 第8章 委員会

（委員会）

第47条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者等のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

（事務局及び職員）

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員については、予め理事会の承認を得なければならない。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第49条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員等の報酬規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定めるところによるものとする。

## 第10章 賛助会員

（賛助会員）

第50条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第 1 1 章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

- 第 5 1 条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て、変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 1 5 条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 1 1 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

- 第 5 2 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 0 2 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

- 第 5 3 条 この法人が公益認定の取消処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 3 0 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に、評議員会の決議により地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する他の公益法人に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

- 第 5 4 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する他の公益法人に贈与するものとする。

## 第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

- 第 5 5 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (個人情報の保護)

- 第 5 6 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (公告の方法)

- 第 5 7 条 この法人の公告が必要なときは、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府内において発行される京都新聞に掲載する方法により行う。

## 第 1 3 章 補則

### (委任)

- 第 5 8 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。